

まちづくり研究チーム設置要綱

(設置)

第1条 まちづくりに関する施策の検討及び推進に向けた庁内横断的な研究機会を設けるため、まちづくり研究チーム（以下「研究チーム」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 研究チームは、都市拠点である横須賀中央駅周辺並びに地域拠点のうち追浜駅周辺及び久里浜駅周辺におけるまちづくりに関する施策その他市長が必要と認める施策の検討並びに当該施策の推進に関する調査、研究及び提案を行う。

(組織)

第3条 研究チームは、構成員20人以内をもって組織する。

2 構成員は、職員のうちから市長が指名する。

(研究チームのリーダー等)

第4条 研究チームにリーダー及びサブリーダーを置く。

2 リーダー及びサブリーダーは、市長が指名する構成員をもって充てる。

3 リーダーは、会務を総理し、会議の議長となる。

4 リーダーに事故があるときは、サブリーダーがその職務を代理する。

(会議)

第5条 研究チームの会議は、リーダーが招集する。

2 研究チームは、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 研究チームの庶務は、経営企画部まちづくり政策課において行う。

(その他の事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、研究チームの運営に関し必要な事項は、リーダーが定める。

附 則

この要綱は、令和3年1月4日から施行する。